

調 達 品 目 表

調達要求番号		作成部課	補給本部航空機部航空機管理課
調達要求年月日		作成年月日	
仕様書番号	C & L P S - B 9 9 4 8 7 - 1 5		

品名	カタログ製品名 ^{a)}	数量・単位	契約不適合 修補等請求 期限の表示
航空機用ホイール洗浄機 (自動スプレー型)	(株) Netzrenハイメック JWM-600NW 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)	EA	#

注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

1.4 引用文書

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達 (昭和 57 年航空自衛隊達第 5 号)

2 製品に関する要求 (同等とする性能等)

2.1 要求諸元

- a) 最大寸法 (突起物を除く。) 幅 1 800 mm × 奥行 2 500 mm × 高さ 2 800 mm
- b) 洗浄対象物最大寸法 (直径 × 高さ) 600 mm × 650 mm
- c) 洗浄対象物最大質量 100 kg
- d) 洗浄液吐出量 180 L/min 以上
- e) 洗浄液吐出圧力 1.4 MPa 以上
- f) すすぎ液吐出量 90 L/min 以上
- g) すすぎ液吐出圧力 0.25 MPa 以上
- h) 洗浄液及びすすぎ液加熱能力 55 °C ~ 65 °C
- i) 電源 3 相 200 V 60 Hz
- j) ホイールの搬出入, 洗浄, すすぎ及び水切りまでを自動で実施可能であるものとする。
- k) ホイールセンター穴内面, ホイール下面及び側面を同時に洗浄可能であるものとする。

2.2 機能・性能

サプライチェーン・リスクへの対応に関する要求事項を適用する。

5.1 提出書類

- a) 類別原資料 必要 (ただし, 防衛省に納入実績のある製品又はナショナル物品番号 (NATO 物品番号) が付与されているものについては不要とする。)
- b) 取扱説明書 必要
- c) 特定化学物質等の資料 必要
- d) 貴金属等管理資料 必要

5.2 附属品 (本体 1 E A あたりの数量)

附属品は、次による。ただし、会社標準附属品に含まれる場合又は性能上不要な場合は除く。

専用洗剤 1 E A

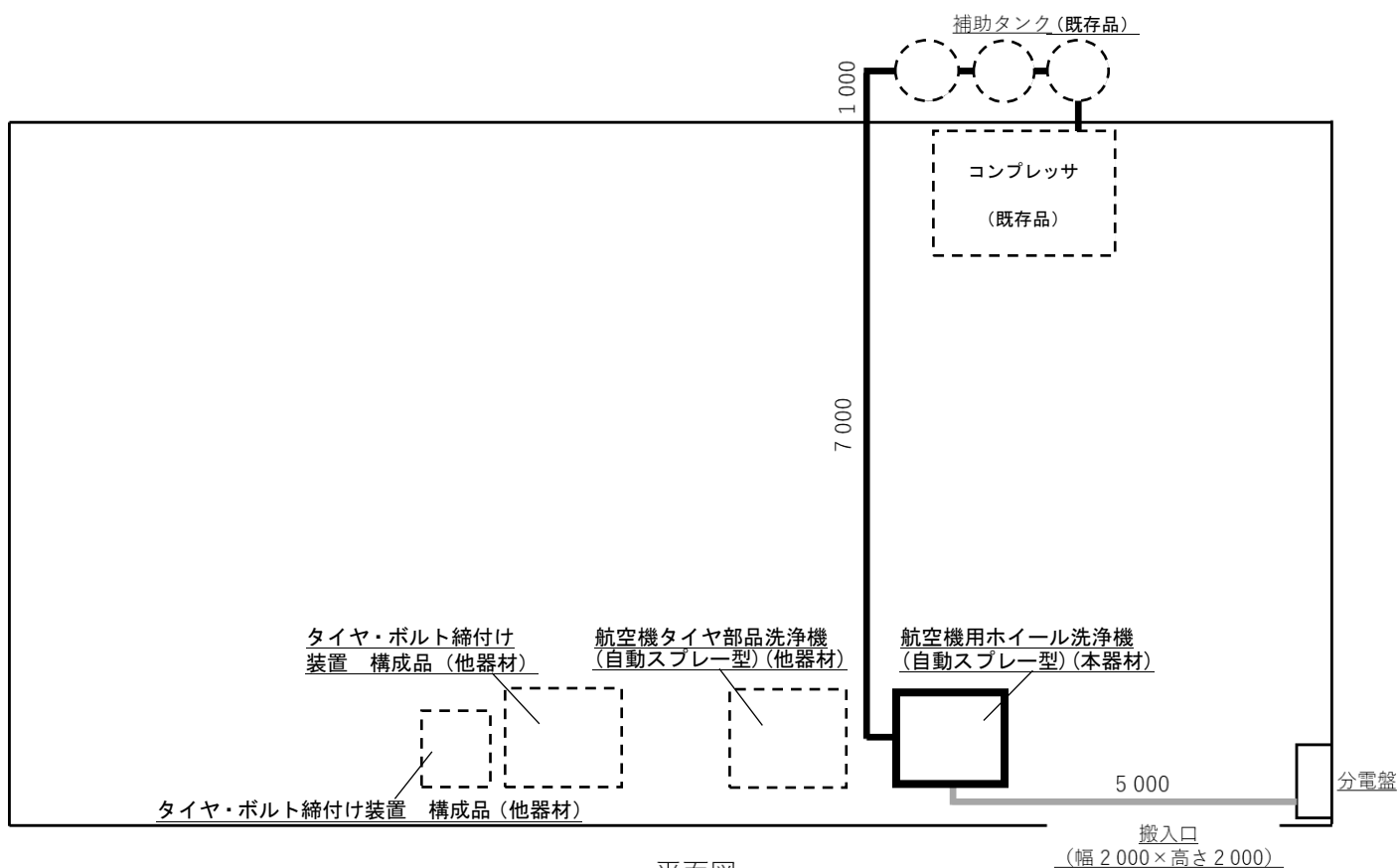
5.3 設置・調整

官側と調整の上、**図 1** を基準に次により、設置及び調整を行うものとする。

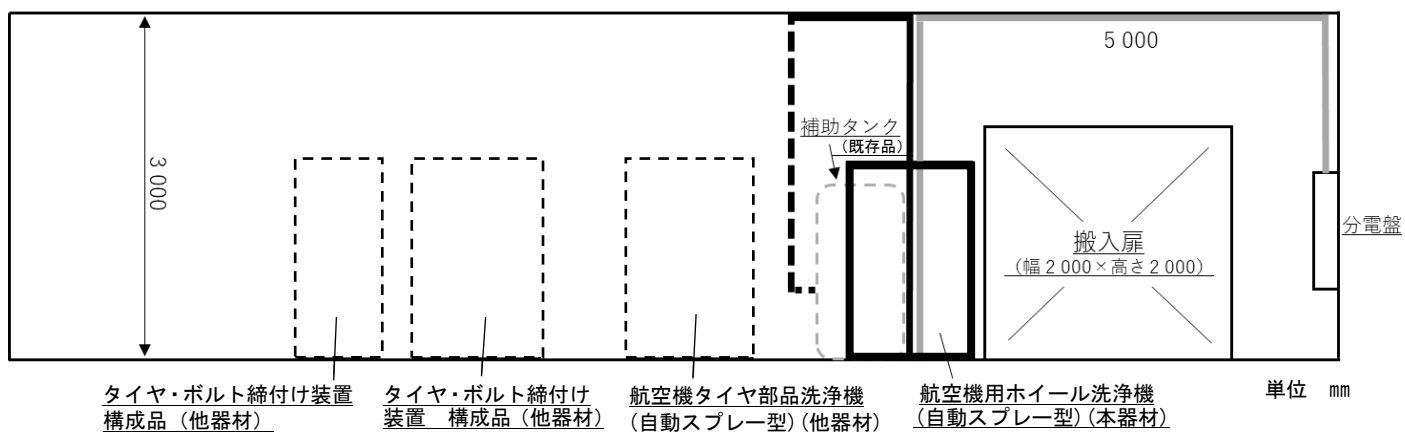
- a) 本体を設置場所に搬入し据え付ける。
- b) 給水管、排水管及びエア配管を接続する。
- c) 設置場所にある既存の分電盤から本体までの電源ケーブルを接続し、製品の機能を満足していることを確認する。

5.4 立入制限場所への立入

設置及び調整に当たり、部隊等の長が定めた立入制限場所へ立ち入る必要がある場合は、**航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達**の定めるところにより、立入りを許可された者でなければならない。



平面図



正面図

注記 航空機タイヤ部品洗浄機 (自動スプレー型) (他器材) 及びタイヤ・ボルト締付け装置 (他器材) は別途調達とする。

図 1 - 設置場所